



<論説>ジャーディン・マセソン会社史研究序説

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西村, 孝夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00002135

ジャーディン・マセソン会社史研究序説

西 村 孝 夫

一 研究の課題

ジャーディン・マセソン会社⁽¹⁾ Jardine, Matheson & Co, Ltd. [以下J·M·Co.と略す]は、今日でも日本に現存するイギリス系貿易会社の一つであるが、その総本店はホンコンにある。⁽²⁾日本人になじみ深いスコットチャウイスキーナなどを輸入しているので有名である。しかし、この会社の起源と歴史とを知る者は存外少い。知らうとする者はなおさら少い。

この会社の起源はイギリス史上有名な、あの選挙法改正 Reform Bill [一八三二年、わが天保三年]の昔に遡る。眞の起源は、³⁾ わくに一七八二年〔天明二年〕、丁度イギリス綿紡績業発展の画期に発している。この会社の歴史を研究する意味、価値は一体どりにあるか。

まず第一に、アヘン戦争〔一八四〇—四一年〕の前後、とりわけ東インド会社の中国貿易独占の廢止、一般イギリス商人へのその開放〔一八三三年立法、翌年実施〕から戦争後にかけて、多数のイギリス私的貿易業者 Private traders がマカオ、カンチー、⁴⁾ わくに一八四一年占領後のホンコンに地歩を占め、対中國貿易を積極的に

推進し始めた、その中でも重要な商社としては、

- ① Jardine, Matheson & Co. (渣甸または怡和洋行) —— 一八三一年設立
- ② Gibb, Livingston & Co. (葛汎) —— 一八三五年設立
- ③ Gilman & Co. (太平洋行) —— 一八四一年設立
- ④ David Sasson & Co. (老沙遜洋行) —— 一八四四年支店開設
- ⑤ Shewan, Tomes & Co. (旗昌洋行) —— 一八四五頃設立、一八九一年改組
- ⑥ Reiss, Bradley & Co. (泰和洋行) —— 一八四六年設立
- ⑦ Dodwell & Co. (大洋洋行) —— 一八五一年同、一八九一年改組
- ⑧ Butterfield & Swire (太古洋行) —— 一八六九年支店開設
- ⑨ John D. Hutchison & Co. (和記洋行) —— 一八八一年設立

これらの中、ユダヤ系で主なものは④、スコットランド系で主なものは①、⑧である。いずれにせよ、旧来の東インド会社の独占貿易に挑戦し、これと質を異にする新しい型の貿易商人であつて、イギリス産業革命の中心となつた綿業、金属工業、毛織物工業などの製品の輸出と、中国産の茶、絹の輸入を担当し、時にはインドで東印度会社が生産・販賣するアヘンの売込みを入れ辞さない商人達であつた。

とくにジャーディン・マセソン会社は、資本金額、活動範囲において最大の商社であつたばかりでなく、アヘン戦争の渦中にホンコン、南京条約直後に上海、日英修交通商条約直後に横浜と、逸早く商機をつかんで積極的な進出を行なつた。一八五二年六月一二日ロシアの遣日通商使節をのせたパルラダ号がホンコンに入港したさい、ゴンチャロフは、その『日本渡航記』の語句によれば、ハラ感じた。「ハの広袤たる香港湾の一角に、造船所を

持つたヂャーディン・マゼソン商会が建つてゐる。私達は四人づれで、このイギリス人の不屈の精力と底知れぬ貪欲と企業欲の見本を見に行つた。⁽⁴⁾ 当時ロシアはイギリスと対抗的な立場にあり、一八五四—六年のクリミア戦争を念頭におくとき、このロシア人の眼にも大きく映つた会社の偉容を知ることができる。

それはともかく、このような新しい貿易業者と旧来の古いタイプの貿易商人、とくに東インド会社と比べてどのような経済活動の差を示し、本質上どのような経済的性質の相違をもつかという問題がある。とくにスコットランド系でもある、この商社の歴史を仔細に検討することは、いわゆる「前期的」商人資本としての独占的イギリス東インド会社を、自由貿易を推進する新しいタイプの「近代的」商人と具体的・実証的に比較・分析するという意義を有する。

第二に、この会社の形式上の創立はなるほど一八三二年であつたが、その実質的な起源と前史とは実は一七八二年、すなわちまさにイギリス産業革命の開始期（スミス『国富論』刊行後六年）に遡る。この事実は、イギリス産業革命の進行が、イギリス東洋貿易の展開にどのような作用を及ぼし、また後者は前者にどのような関連を有したかという歴史的興味を喚起する。産業革命中にイギリスの東洋貿易の構造は大きく転換するが、⁽⁵⁾ この転換を担つた商人達が右の私的貿易業者達であった。その転換の歴史がジャーディン・マゼソン会社の経営史的展開の中に如実に現われているはずである。

第三に、この会社の創始者の一人ジェームズ・マゼソン James Matheson, 1796-1878 がエジンバラ大学の出身者で、一八二七年カントンで自ら創刊した自由貿易商人の機関紙 “Canton Register” (1827-43)において文筆活動に参加し、とくに取引先の書籍取扱業者 Smith Elder & Co. 宛の書簡中に、スミス、リカードウ、マカロックなど古典派の著書を送るようにな注文している史実は、古典学派思想の実践的展開のプロセスを示唆するとい

う思想史・学説史的な興味をそそるものである。⁽⁶⁾ 本誌研究ノートを参照されたい。

また第四に、他の貿易業者にも例がない訳ではないが、とくに J・M・Co. は上記の通り日英修交通商条約締結（一八五八年、安政五年）の翌年直ちに、いか早くわが国横浜に支店を開設し（英一番館）、幕末・維新期における日本の対外貿易史の上でも特異・顕著な地歩を占める。イギリス東洋貿易史、あるいは逆に日本の幕末・維新期の対外貿易史を具体的に商人の活動を通じて明らかにしようとすれば、どうしてよいの会社の歴史の研究に手を染めざるをえない。イギリス商人が占めた地位の大きさは既に先学の労作に明白であるが、これを一步突込んで貿易活動の具体相において把握する試みが必要である。これに関連して、維新の際、伊藤博文、井上馨の両名その他が、横浜支店長ケズウェイック William Keswick, 1834–1912 のあいせんによつて渡英したといふふれりつも仲々興味ある史実ではある。⁽⁸⁾

最後に、最近の学界で急に重要な研究分野となつた経営史学の側面から見ても、徒手空拳の若い青年がはるばるスコットランドから中国、インドに来て実業家の人生を歩み始め、イギリス東インド会社、イングリ人、ポルトガル人あるいは中国人との対立・抗争を背景に漸次巨大な資本、企業を築き上げ、最後には中国、日本の政治権力に借款供与を通じて食込んでいた過程は誠に興味あるテーマである。⁽⁹⁾ ところが、この会社が、厳格な同族主義 (Muckle Hoo's Principle) を堅持し、既に一八四四年の登記法 (Registration Act, 7 & 8 Victoria, c. 110) 及び一八五五年の有限責任法 (Limited Liability Act, 18 & 19 Victoria, c. 133) によって株式会社の準則主義が確立されていても拘らず、一九〇六年に至りてようやく株式会社に移行・改組されたことは、日本の会社企業形態史との比較の観点からも好テーマとなるはずである。

ただ筆者自身の個人的な研究意図との関連からいえば、何十数年来「イギリス近代東洋貿易史」を追求して

来て、最近に至りやつとイギリス東インド会社とイングランドの木棉工業との関連についての研究が一段落ついたので⁽¹¹⁾、第二段としてイギリス資本と中国、日本の諸経済との歴史的関連を、このJ.M.Co.という媒介項に焦点を合せながら研究をさらに続行したいと考えている。

以上に列挙した諸課題は今後の研究の途上で、一つ一つ解決し、果たれるはずであるが、この序説では今後の研究の手がかりとするため、この会社の歴史的研究に必要な主要基本文献を示した上で、年代順に会社の略史を展開しつつ、上記の諸課題を出来るだけ具体的かつ詳細に解明しておこらう。

II 史料と文献

ジャーディン・マセソン会社史の最もオリジナルな史料は、一九三六年までにホンコンの一倉庫で発見され、現在ケムブリッジ大学図書館に保管されている

(1) The Jardine Matheson Archives

がある。これは最近の同図書館からの書簡によると、未だ完全に整理がついていない状況で、これを閲覧したい者はロンドンの姉妹会社マセソン会社（後出）の許可をえなければならず、したがつてプリントして公刊される望みは今のところない。ただグリンバーグ氏が一七九七年—一八四三年まで⁽¹²⁾、またアメリカのフェアバンク氏によれば⁽¹³⁾、Gerald Yorke が一八四四年頃までを閲覧したところが、その前と後の部分については両氏ともノー・コメントである。しかし、この文書にはカンヌン発の書簡集の写し Letter Books、圓○箱以上の大きな箱に収められたカンヌン宛書簡のオリジナル Correspondence In 及び会社の帳簿類 (Account Books—元帳 Ledgers, 売上計算書 Account Sales, 交互勘定 Accounts Current, 田記帳 Journals, 送り状 Invoice Books, 時価表 Prices

Current なども含む)があり、会社史研究上不可欠の文書であることは明白である。フェアバンク氏のいう Harvard Business School の Baker Library に所蔵する the Heard and Forbes Papers 中の文書にも会社関係のものが含まれるが、その内容は詳細に示されていない。たまに文書について横山英「ジャーディン・マゼソン商会文書」史学雑誌六八編六号に詳細な資料紹介がある。

これらは大英博物館に一部(第一三卷III、IIIIV)を欠いて所蔵している

(2) Canton Register, 1827-1837.

また、前述の会社の活動やジャーマン・マゼソンの考え方を知る上に貴重な史料である。これは一八四三年まで発刊されただよろこ、他の人はいうが、大英博物館に存するのは一八三七年までである。

(3) Chinese Repository, 1832-'51, 20 vols.

であるが、これは最近丸善からの写真版で刊行され、入手し易くなつた。会社の創始者ウィリアム・ジャーディン やジャーマン・マゼソンの動向を伝えてくる。

以上がオリジナルなドキュメント、これが続く会社自体の刊行物、あることはマゼソンの著書がある。すなわち

(4) Jardine Matheson & Co., Jardine Matheson & Co., Ltd, An Outline of the History of a China House for a Hundred Years 1832-1932, Hong Kong 1934, priv. print. 88 pp. (Hongkong Univ. Lib. に所蔵複写済)

(5) ジャーマン・マゼソン・アンド・カムペリー(ジャズ)・ニットラム『日本と於ける百年、英一番館、安政六年—昭和三十一年』(非売品)

- (6) Matheson James, *The Present Position & Prospects of the British Trade with China*, London 1936.
 (British Museum 藏、複写本一冊、翻訳研究会蔵)
- がややあね。④・⑮は簡単なゆのり、学術的に価値があるやせたが、余社の略史を知る上に手頃であり、
 (6) さややんが、中國貿易自由化（いへい中国側の態度の好転）を要求して、ベギリス政府に訴べねんの発信を
 示して、(14) マッケンジー家系を詳細に研究した
- (7) Mackenzie, A., *A History and Genealogy of the Mathesons*, 1886 (British Museum 藏、複写本)
 ルームズ・マッケンジー家系の史料である。
- 次に多がお少かおー・M. C. と譲譲した第11次的文献ルームズ、
- (8) Morse, H. B., *Chronicles of the East India Co. trading to China, 1635-1834*, 5 vols., 1926-9 (筆者蔵)
- (9) Greenberg, M., *British Trade and the Opening of China 1800-42*, Cambr. 1951. (大阪府大蔵)
- (10) Fairbank, J. K., *Trade and Diplomacy on the China Coast, The Opening of the Treaty Ports 1842-1854*, Vol. 1 1953, Vol. 2 1956, Cambr. (大阪府大蔵)
- (11) Etel, E. J., *Europe in China, The History of Hong Kong, 1895* (原大東洋史)
- (12) Eames, J. B., *The English in China 1600-1843*, London 1906 (原)
- (13) Michie, A., *The Englishmen in China during the Victorian Era, 2 vols.*, Edinb. 1900 (原)
- (14) Pritchard, E. H., *Crucial Years of Early Anglo-Chinese Relations 1750-1800*, Washington 1936 (原大
 人文研)
- (15) Holmes, H., *My Adventures in Japan*, London 1859 (未確認)

など、邦文では

- (16) 内田直作「在支英國商社怡和洋行の發展史的分析」(一)・(二) 東亞同文書院『支那研究』五一・五二号
〔昭14〕(大阪市大)

(17) 松田智雄『イギリス資本と東洋』〔昭25〕(筆者蔵)

(18) 矢野仁一『アヘン戦争と香港』(大阪府大)

(19) 服部一馬「高島炭坑とジャーディン＝マジソン商会」小松芳喬教授還暦記念論文集所収。

がある。(16)は比較的まとまつた唯一の邦文文献であり、手軽に入手しうるが、ただ典拠が示されていないのは残念であり、今後のオリジナルな研究によつて修正されるべき点が多々見られる。

なお、会社の主要な経営者なり、その活動については中国側やポルトガル及び日本側の史料にも何らかの記録、覚え書きがある筈であるが、これについては寡聞な筆者にはさし当り、佐々木正哉編『鴉片戦争の研究』(資料篇)、梁廷楠『粵海閥志』(第八冊夷商雜識)、『籌弁夷務始末』、『夷氛記聞』、『林文忠公政書』あるいはオールコックやサトウらの手記などが思い浮ぶのみで、西洋史、中国史、日本史の専攻者からの教示に俟つところ大きい。

三 会 社 略 史

ジャーディン・マセソン会社の歴史を通観すると、一七八二一一八三一年までの「前史」の部分、一八三二一九〇五年の「本史一、商会時代」の部分、一九〇六一一九四四年の「本史二、株式会社時代」、一九四五年以降の「後史」の諸部分に分かれうると思う。その区分と命名の理由は以下に示されるが、簡単に前もって概括しておけば、「前史」はこの会社が設立される(一八三二年)までの間に辿つた諸々の系譜と継受関係をさしている。

「本史一、商会時代」というのは設立後も、この会社が株式組織を採用せず、もっぱら同族で固められたパートナーシップ、日本流にいえば「合名会社」的な「商会」として存立した時期であり、同時に会社の資本蓄積が主として行なわれた時期である。次に「株式会社時代」はいうまでもなく一九〇六年の改組を行なった後、中国の経済にぎりぎり食い込んでいた時期を指し、いわば第一次大戦と第二次大戦との間の帝国主義時代に対応する会社の動向を示している。第四の「後史」というのは、会社がなおホンコン・日本各地に現存している以上、不適当な命名かも知れないが、中国の戦後の革命やイギリス本国經濟の変質過程に対応して、著るしくその活動範囲が狭まってしまったのは否定できないので、一応こう命名して区別してみた。

この叙述からも知られるように、会社の歴史的変遷は、たえず本国イギリスの資本主義発達史ならびに世界、とくに東洋の経済的動向の中において理解されるという方法的配慮が前提となることは銘記される必要がある。

I 前 史（一七八二—一八三一年）

イギリス東インド会社は、インドについては一八一三年、中国については一八三三年までともかくも、⁽¹⁶⁾ 東印度貿易を独占的に當む特権を認められてゐた。しかしこの独占は会社の内・外より働く一つの要因によって蚕食されつゝあつた。一つは会社の貿易船 East Indiamen による「私貿易」private trade or privilege trade (ハ)れに対し東印度会社の貿易を Company trade とする) の慣行、他はイギリス法の適用範囲外にある外国の国旗の下にかくれたイギリス (ハ)スコットランド) 商人、海運業者の進出であつた。

前者は、既に別の機会にも詳説したように、一六五〇年頃から認められ始めた制度で、最初は「会社貿易」の独占の対象となる禁制品とそうでない許可品目を区別して、後者のみの私的取引を会社使用人に許し、会社貿易

船の船腹の一部をそれにあてる」とを認めた。しかし、この私的貿易の利得は禁制品目に付けてこそ大きなものとなりうるのだから、一六七四年には往路五トン、復路総トン数の五パーセントの限度内で多少許可品目の枠を拡げ、さらに一六九四年には特許状にもこれを明記した。十八世紀末には九六一九九トンまで認められた。しかしの私貿易を許された者は大体高級の船員に限られ、一例をあげれば、七五五トンの船の場合、件の九六トンはCommander—56, First mate—8, Second mate & Surgeon—6, Purser—3, Midshipmen & Quartermaster—1,
et cetera. とくに割当された。⁽¹⁸⁾

禁制品目としては、イギリスからの輸出品では毛織物、軍需・造船材料、イギリスへの輸入品ではインド経由の茶、陶器、生糸、南京木綿、中国から直接の絹、麝香、樟脑、アラク酒、砒石であったが、これらも一定金額を納めさせて数量を限りながら認められるをえなかつた」と前述の通りである。一七八六年には会社使用人相互の密告制をとつて違犯を取締つたが、奏功しなかつた。しかしして船長は五回も航海すれば二万磅も儲け、ペーサーでさえ産を積み、船舶を購入する資力をもつに至つたという。こうした私的貿易の著例がJ·M·Co.の創始者の一人、ウイリアム・ジャーディンで、彼は後にも見るようになにか船の船医として七トンの私貿易を許されて資力を蓄えたのである。

次に、外国国旗の下に行なわれたイギリス、とくにスコットランド人商人の進出も、全く先例がなかつた訳ではなく、つとにわれわれは一六九五年のスコットランド東インド会社(Darien Company)や一七一八年オステンド(ブルギー北海岸)を根拠とするオステンド・カムペニーの先例を知つていふ。⁽²⁰⁾しかしながらに、イギリス東イソンド会社自身も、たとえイギリス国王に独占を認められても、中国側との通商交渉に度々失敗して貿易拡大を望みえなかつたし、⁽²¹⁾インドにおける様々な諸問題の山積によつて度々窮境に追込まれていた。したがつて、イギリ

ス国内、とくに新興産業地帯（リヴァプール、マン彻スター、バーミンガム、グラスゴー、ノーリッヂ、エクゼターなど）はこの独占貿易に割込み、自由に参加すべし」とを公然と表明していたが、一応、東インド会社の独占が一七九三年の特許状によって認められていた限り、イギリス人でないという口実、すなわち外国国旗の下に隠れて行動する他はなかつた。一八三二—三年中国貿易開放まではこの方法で進出したイギリス貿易業者が多かつた。⁽²²⁾こうした私貿易業者の活躍を支えたのが、いわゆる Agency House であつた。

あたかも会社船医ウイリアム・ジャーディンとデンマーク領事ジエームズ・マセソンの結合から J・M・Co. が設立されたように、私的貿易業者という新しいタイプの商人は、この二要因の絡み合いの中に発生して來た。ジャーディンも、マセソンもスコットランド人であつた意味合いの一半がこれで判明する。

さて、一七八一年カントンの Imperial Factory （オーストリー商館）の商館長であつた John Reid は当時カントンにおける唯一の無免許商人 unlicensed merchant であった John Henry Cox が “Cox & Reid” となるパートナーシップを結んでいた。リードはスコットランド人で、一七七九年オーストリア領事および商館長としてカントンに来住し、一七八七年 Imperial Austrian Co. の破産によつて中国を去つたが、⁽²⁴⁾一時後出のダニエル・ビールと組んでオステンド——アメリカ間の皮革貿易に共同出資したこともある。このコックス・アンド・リードは J・M・Co. のそもそもの前身・起源であつたことは漸次順を追つて説明する。

一方のコックスはその父ジョームズ・コックスを通してダニエル・ビールを知つていたが、父ジョームズ・コックスは一七六〇—八八年ロンズン（103 Shoe Lane, Holborn, London）で有名な音楽時計じかけ musical clockwork、いわゆる ‘singsong’ の製造業者であつた。⁽²⁵⁾ ほんの少しの関係で、一七八七年（四月二二日）プロシア領事の任命を受けたダニエル・ビールとジョン・ベンリー・コックスとの間にコックス・アンド・ビールというパ

一トナーシップがカントンに出来た。⁽²⁶⁾ リードのオーストリア領事とダニエル・ビールのプロシア領事との一一〇の資格のつながりは明白でない。ダニエル・ビールは一七七七一八年東インド会社船ローヤル・シャーロット Royal Charlotte 号の船長書記 ⁽²⁷⁾ captain's clerk をしていただが、ベンティンドンの出身であり、かつて一六八六年イギリスに帰化したユグノー教徒の Barbots 家のエリザベスと結婚し、二児を儲けた。バーボット家がインド商品の輸入業者であったことも注意してある。⁽²⁸⁾ ともかくビールのプロシア領事の資格が J. M. Co. 設立まで連続したながら、前駆諸パートナーシップのいわば「錦の御旗」として利用されたことを順次見るであろう。

一七八七年コックスがカントンを去ったが、実は東インド会社と紛争を起したからであるが、ビールにはプロシア領事の旗印があつたので事業を続け、その弟、十七才のトーマスを領事秘書として共同經營を行なつた。

一七九三年にはビール兄弟に加わるディヴィッド・リード David Reid が加わった。後者はゾンガル兵営の士官であったが、デンマーク皇帝からの歩兵大尉に任命され、東インド会社船のペーサーであつたロバート・ハミルトーン Robert Hamilton と来広した。そして上記の如くビール兄弟と一緒に “Beale, Reid & Co.” を組織したのである。⁽²⁹⁾

ふじみでダニエル・ビールは一七九七年帰国したが、その前年弟トーマスをプロシア領事に任命されている（一八〇一年）。⁽³⁰⁾ トーマスの資格に基づいて、先記ロバート・ハミルトン、ディヴィッド・リードと、もし “free mariner” ふるわれたアレクサンダー・シャンク Alexander Shank の因名で、各自均等の四分の一持分 (in equal fourth shares) ⁽³¹⁾ 一七九九年 ‘Hamilton & Reid & Beale’ によるパートナーシップを形成したが、一八〇〇年にさへハミルトンが引退して ‘Reid & Beale’ ふるいた。

一八〇一年に至り、イギリス金融業界の大立物（ウラヌス・ヘスターの金匠）フランシス・マリアベク Francis

Magniac が予てよりその長男チャールズ Charles (1776-1824)⁽³³⁾ やりのペーネーション・アーネンス・アーネンスに加入せよたゞ思ふ。トーマス・ビール・プロンア領事の副領事としての資格で参加せよせだ。これが ‘Reid Beale & Co.’ である。Magniac 家は前述のバーボット家と同じくユグノー教徒の出であつた。

一八〇三年には恐ひへ Reid が脱退したやうのやうなうが、‘Beale & Magniac’ と改称し、同五年になチャールズの弟ホーリングワース Hollingworth (1786-1867) も領事秘書としての資格で来広し、これに参加した。一八一一年にはトーマス・ビール、マリアック兄弟及びアレクサンダー・シャンク四名の、‘Beale & Co.’ となつた。

その後、一八一五年トーマス・ビールの経済的破綻による脱退、一八一七年シャンクの死亡に伴ひ、順次 ‘Shank & Magniac’ → ‘Charles Magniac & Co.’ と改組し、遂にマリアック兄弟の手に事業が掌握された。一八一四年チャールズが死亡し⁽³⁴⁾、その弟のダリエルが参加して ‘Magniac & Co.’ と改称した。領事資格はハーモルトンに継承されていふことになる。⁽³⁵⁾ この商会は貿易のみでなく、為替業務をも兼営していた。

十九世紀の時期になると、そろそろウイリアム・ジャーディン、ジョン・ビームズ・マセソン両人が登場してくる。まずジャーディンは一七八四年一月一日、スコットランドの Dumfriesshire の Lochmaben 教区 Broadholm にアン・ドリューの息子として生まれ、若い時医学を学び、東印度船の船医 surgeon として一八〇一年初めにイング⁽³⁶⁾に赴いた。⁽³⁷⁾ 一八一九年には船医を辞し、ボムベイで自由貿易商人としての第一歩をみ出した。ロンダンの旧南洋会社 Old South Sea House のトーマス・ウェーディング Thomas Weeding と新造船 Sarah に関するパートナーシップに入り、またボムベイのペルシー (Parsee—祆教徒) 商人 Framjee Coasjee も組合つた。しかし一八一八年の末、中国に渡った時に知り合つたホーリングワース・マリアックとの関係から一八一九年より ‘Magniac & Co.’ と提携し、一八二六年には正式にパートナーとして加入了。⁽³⁸⁾

次に、ジョーモズ・マセソンは一七九六年一一月一七日スコットランド Sutherlandshire の西海岸、Loch Shin の Lairg 近くで生まれた。その父は Donald Matheson 大尉であった。ハイラン大学卒業後、一八一三年カルカッタで叔父の經營する⁽³⁹⁾ ‘Mackintosh & Co.’ に勤務する事となつた。この間仕事上の失敗に悩んでいた彼にある船長がカントン行きを勧め、一八一八年カントンに赴く。ここでジャーディンと知り合つた。一八一九年にはカルカッタのロバート・テイラー Robert Taylor と提携して⁽⁴⁰⁾ 一八二一年にはデンマーク領事としてカントンに定着し、カルカッタのスペイン商人 F. X. de Yrisari とともに ‘Yrisari & Co.’ を設立したが、一八二七年この商人が死去したので、自分の甥アレクサンダー Alexander Matheson も ‘Matheson & Co.’ を組織した。また一八二八年一月には上記 ‘Magniac & Co.’ にも加入し、ハイリッシュ、メキシコ方面のスペイン商人と有していた取引関係を利用した。

こうしてジャーディン、マセソン両人ともに ‘Magniac & Co.’ と関係をもつ、この商舗は東インド会社のライセンス（アヘン貿易の）をもつていたので、両名の中国に齎すアヘンを売捌くエイジメントとなつたと思われる。ジャーディンがインド——中国間の航海に従事し、マセソンはインドとの関連があり、マニアックが中国に売込む訳である。⁽⁴⁰⁾ マセソンがカントンで、自由商人のための英字新聞 ‘Canton Register’ を発刊し出した一八二七年、マニアック兄弟はパートナーシップを継続したままロンダンに引か揚げ、事業はもっぱらジャーディン、マセソン両名が行なつた。しかし一八三一年六月三〇日、近く中国貿易独占の廢止に備えて ‘Magniac & Co.’ を解消し、翌日をもつてジャーディン・マセソン会社の第一歩をふみ出すことになつた。

ハリスを「前史」と称するのだが、では彼等私貿易業者のこの頃の取引商品は何であったか。前にも一話したように、正式に認められた品目は、イギリスからの輸出品では綿製品、時計仕掛け（これらもイギリス新興工業

の製品であることに注意！）、中国その他からの輸入品では毛皮、人参などであつたが、たとえば前記のジョン・ヘンリー・コックスの場合、ベンガルで造船した Supply, Enterprise 二船でカルカッタから綿花、アヘンを積送したので、そういう品目も漸次加わった。⁽⁴²⁾ とりわけ、一八一五年以降は、‘singsong’ のような時計仕掛け中国でも製作されるようになつたので、東インド会社の禁制した品目の茶を扱い、ついに上記パートナーシップはいざれも例外なくインドのマルワアヘンの中国輸出に従事しはじめた。

アヘン貿易については別の機会に詳細に取上げる予定であるが、簡単に見ておくと、東インド会社は従来ガンジス河中流のベナーレス及びパトナ地域のアヘン栽培にのり出し、あるいはその買占めを計り、これをカルカッタで公売して、ライセンスを与えた私貿易業者をして中国に売捌かしめたのであるが、後者やパルシーサー商人、ポルトガル人がマルワ地域（インド西部 Madhya Pradesh の一部）のアヘンをボムベイから積出すに及んでこの地域にも独占の手を拡げ、一八三〇年頃支配下においていた。⁽⁴³⁾ いよいよ東インド会社の茶、生糸などへのインヴィエストメントの半分以上がアヘン売却代で賄われていたのだから、かつてはげしい「対抗」関係にあつた東インド会社と私貿易商人との間には「共生」関係が成立しはじめており、独占廃止の事情もさゝそと肯ける。アヘンの売込みについても両者全く利害を一つにしていた。

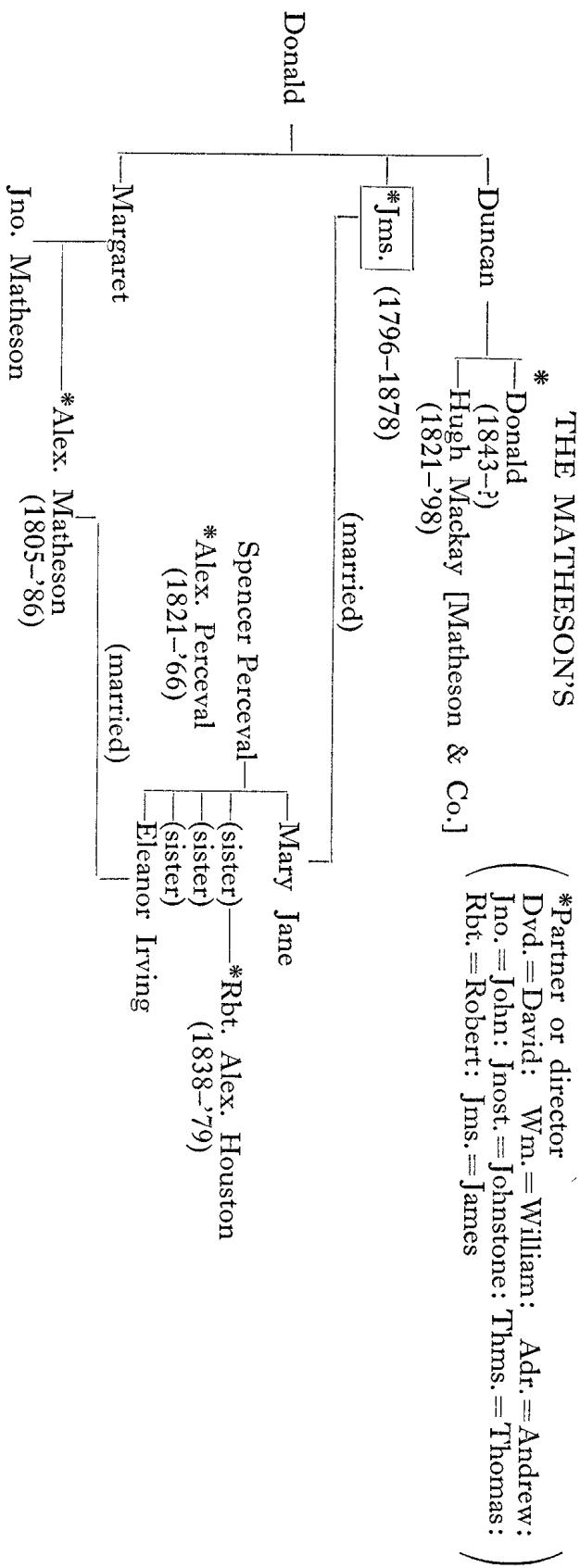
II 本史一、商会時代（一八三二—一九〇五年）

一八三二年七月一日、その後一世紀半存続するジャーディン・マセソン会社の基礎が置かれた。この会社の株式会社への改組が一九〇六年であったから、この期間を「商会時代」と仮に名付けておくが、本来は同族主義に

基づくパートナーシップ、あるいはイギリス型ソキエタス（合名会社）であった。⁽⁴⁴⁾ 元来パートナーシップの特長は当座的で、メンバーの個人性が優先するため、客観的な特別会社財産 Sondervermögen が形成されず、個人的負債責任が組合全体にのしかかること、したがってメンバーの私的経済状態が組合の解体を惹起するところにある。前述の諸パートナーシップの交替においても、たとえば領事資格、経済的破綻、帰国、死亡などの諸事情が介在していたことをわれわれは既に見た。この問題性は J・M・Co. が設立されて以後も基礎において残存した。次にソキエタスというのは家族共同体ないし血縁関係を地盤にする。J・M・Co. の場合、最初からこうした血縁関係に基づいて発生したものではなく（たとえマニアック家の例があつたとしても）。一八四二年の契約によつて、「大家族主義」 Muckle Hoo's Principle が定められたが、これはパートナーシップの当座性を止揚するための手段にあらかじめしめソキエタス本来の復帰ではなかつた（例えば Greenberg, op. cit., p. 38 “The family, acting as a unit of commercial enterprise, was valued as a source of strength.”）。当座的パートナーシップから永続的な合名会社、あるいは特殊イギリス的ソキエタスへの転換としてゐる。「大家族主義」は株式会社改組後も続いており、一八五一年一たん縁が切れたと思われたジャーディン家とマセソン家との結合は J・M・Co. 系重役がロンドンのマセソン会社→株式会社といふ資本の集中史が見らる。

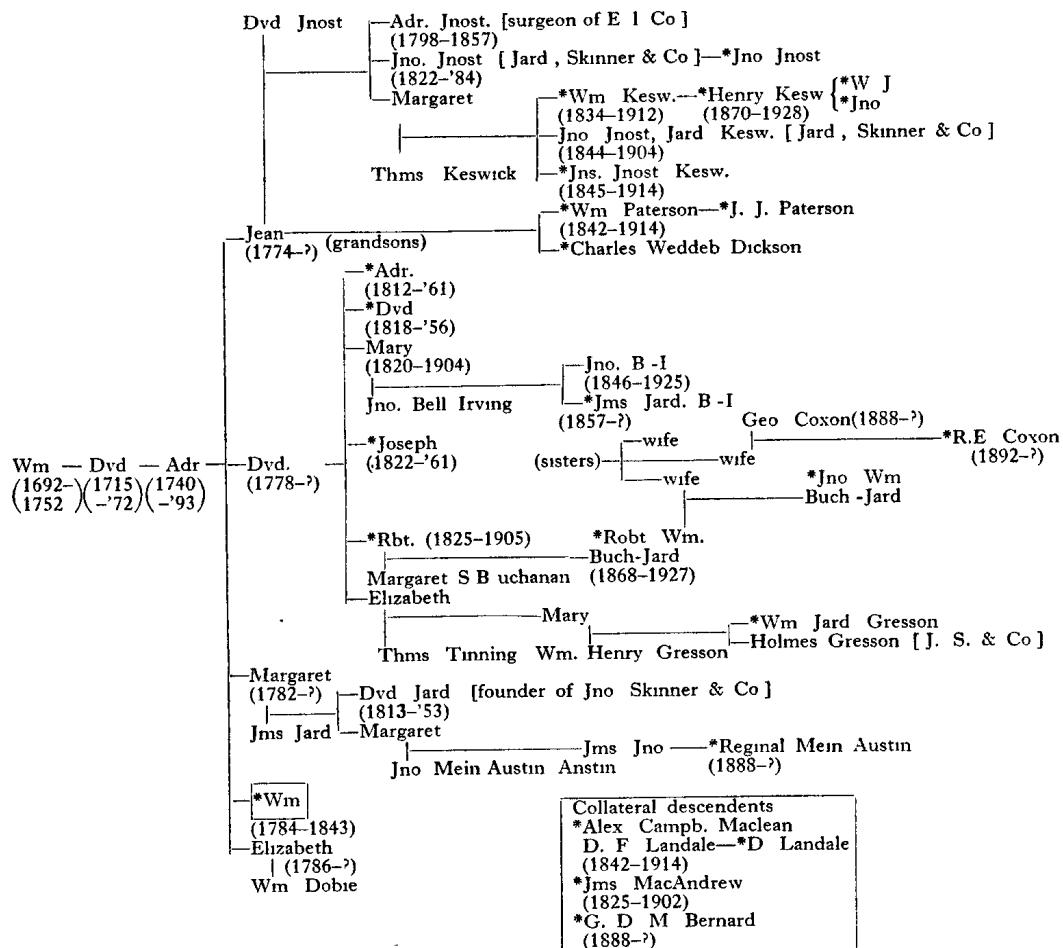
ところで「大家族主義」 Muckle Hoo's Principle について考えるべく、一八三九年にジャーディン、一八四二年にトマソンが帰国するが、⁽⁴⁵⁾ 後者の帰国に際し、両家の支配は将来に亘つて両者の血筋を引く人間によつてのみ行なわれるところ規定を設けた。スコットランド語では muckle=great or much, hoos=hus(house) であるから、great house (大家族=大商社) の意にならう。日本では番頭制によつて企業の支配が行なわれるが、いわゆる創

立者の直系子孫あるいは近親者が經營を支配する原則がとられる。ただマセソン家の系統はジエームズの甥アレクサンダー(前出)が一八五一年六月⁴¹〇田舎の商事を退社した時に一度切れたよう見えたが、最近の事例ではJ. M. Co.のW. J. Keswick, John Keswick 兄弟(ウイリアム・ジャーディンの系統で、前出ウイリアム・ケズウィックの子孫)がロンドンのマセソン会社の社長・重役となつている。見るとやはり一応続いていると考えねばならない。なお会社の名称にマセソンの名があるのは創始者ジョーダンの功績をたたえるためであるといわれるが、この原則の存続を表徴していると見てよろこ。次にマセソン、ジャーディン両家の系譜と一八三一一九〇六年のパートナー及び一九〇六年以降の取締役のリストとを掲げておく。これらの諸表の比較によつてこの原則の貫徹を知り得。



THE JARDINE'S

(*partner or director)



LIST OF PARTNERS, 1832—1906, AND DIRECTORS

WILLIAM JARDINE, 1832—1840 ♂

SIR JAMES MATHESON, 1832—1842 ♀

HENRY WRIGHT, 1835—1836

SIR ALEXANDER MATHESON, 1835—1852 ♀

ANDREW JARDINE, 1839—1845 ♂

WILLIAM ATEWART, 1842—1846

DONALD MATHESON, 1843—1849 ♀

DAVID JARDINE, 1843—1856 ♂

JOSEPH JARDINE, 1845—1860 ♂

A G DALLAS, 1845—1854

A C MACLEAN, 1849—1858 ♂

SIR ROBERT JARDINE, 1852—1882 ♂

ALEXANDER PERCEVAL, 1852—1864 ♀

J C BOWRING, 1858—1864

JAMES MACANDREW, 1858—1861 ♂

M 3A MACLEOD, 1858—1859

JAMES WHITTALL, 1858—1876

WILLIAM KESWICK, 1858—1912 ♂

R A HOUSTON, 1858—1879 ♀

HERBERT ST LEGER MAGNIAC, 1862—1879

EDWARD WHITTALL, 1864—1875

F B BULKELEY-JOHNSTONE, 1867—1886

S A GOWER, 1868—1875

HENRY MURRAY, 1868—1871

WILLIAM PATERSON, 1875—1887 ♂

JOHN BELL-IRVING, 1876—1891 ♂

JAMES J KESWICK, 1876—1902 ♂

JAMES J BELL-IRVING, 1887—1902 ♂

JOHN MACRGREGOR, 1886—1893

(♂ = Jardine ♀ = Matheson)

HERBERT SMITH, 1887—q1893

A. P MACEWAN, 1894—1901

SIR E F ALFORD, 1894—1899

ROBERT INGLIS, 1899—1904

C. W DICKSON, 1900—1906 ♂

W J GRESSION, 1901—1910 ♂

HENRY KESWICK, 1902—1924 ♂

DAVID LANDALE, 1902—1921 ♂

W A C CRUICKSHANK, 1904—1908

SIR ROBERT WH BUCHANAN JARDINE, 1905—

1927 ♂

JAMES MACKIE, 1906—1910

C. H ROSS, 1906—1920

C E ANTON, 1911—1918

JOHN JOHNSTONE, 1914—1923 ♂

T S FORREST, 1918—1920

A BROOKE SMITH, 1918—1926

JOHN BELL-IRVING, 1919—1923 ♂

D G M BERNARD, 1919—1928 ♂

L N LEEFE, 1920—1921

B D F BEITH, 1921—

J J PATERSON, 1921— ♂

R MEIN AUSTIN, 1923— ♂

G. W SHEPPARD, 1925—

SIR JOHN WILLIAM BUCHANAN-JARDINE,

1927— ♂

R E COXON, 1928— ♂

(JARDINE, MATHESON & CO LTD HK pri
pntd 1934)による。

ハラシャーJ・M・Co.の基礎は固められたが、一八三三年前後の事情から觀察していくと、J・M・Co.設立前か
のジャーディン、マセソン両名の行ないた自由貿易キャンペーンをも取上げねばならぬ。彼等は“Canton
Register”における文筆活動の他に、Thomas Dent & Co. の Robert Inglis (後にJ・M・Co.のパートナーとな
っている—前掲リスト参照) などと語り合ひ、東印度会社の独占に対する攻撃を行なつた。やがてイギリス国
内でもリヴァプールの East India and China Association of Liverpool 及びマンチエスターの Manchester Cham
ber of Commerce⁽⁴⁸⁾ などの自由貿易のキャンペーンと連絡した。とくに一八三〇年の議会会期中に請願が集中した。
ハラシャー一八三一年の選挙法第一次改正後の中産階級の躍進の勢と合して、三三一年一月召集の議会において東イ
ンド会社の中国貿易独占廃止 (一八三四年四月二二日付実施) を獲得した⁽⁵¹⁾。⁽⁵²⁾ やがてのイギリス国内の自由貿易
運動とJ・M・Co.との関係は別に詳細に検討されるべき問題である。

しかし東インド会社の独占権廃止は直ちに中国貿易の拡大を意味しない。ところは前に述べたように、中
国側は対外貿易については依然としてカントンの公行のみを通ずる局限策をとり、現にJ・M・Co.も広利行、福
隆行、興泰行などと取引していたが、さらに私貿易業者の扱うアヘンを禁圧する必要からまことに厳しい制限・
監視を加えられたからである。とりわけウイリアム・ジャーディンはアヘン貿易の巨頭として「鉄頭の老鼠」Iron-
headed old rat と綽名を冠して要注意人物と看做され、その追放を一八三六年中国側から申渡されたほどであった。
J・M・C.の初期の活動の本質を明白にしている。

かくしてJ・M・Co.は中国の生糸、茶を本国に輸入するいわゆる Home Trade (Country Trade と表記する)
に従事することとなり、独占開放一ヵ月前の一八三四年二月二二日、早々に自由船サラ号 (前出) に生糸その他
を積込んで第一回の積出を行なつた。その積荷は次頁の上の表の通りである。

だが、J. M. Co. の本領は、むしろ非合法なマーケット——中國語で「貿易」とあれば、本国やヨーロッパの煙草のマ

くノ貿易をも含む——“Opium is eminently beneficial to the Chinese, and ... they

Sarah (488 tons) (Captain, Whiteside)	
Silk (Nanking)	2965 piculs
Silkpiece goods	11,250 pcs.
Nankeens	8,000 pcs.
Cassia bark	883 pcls.
Rhubarb	419 pcls.
China-root	7,475 pcls.
Sundries	2,600 dollars.

(Morse, op. cit., IV, p. 344)

thropic benefactors of the human race.”⁽⁵⁴⁾ 人間の幸福を主張する議論が出来た。ハヤード・ハーバード

一八四〇年の議会の委員会で “I think our moral scruples need not have been so very great”,⁽⁵⁵⁾ ルードー・モードー・マッコウが一八四五年十一月廿二日 Woodgate

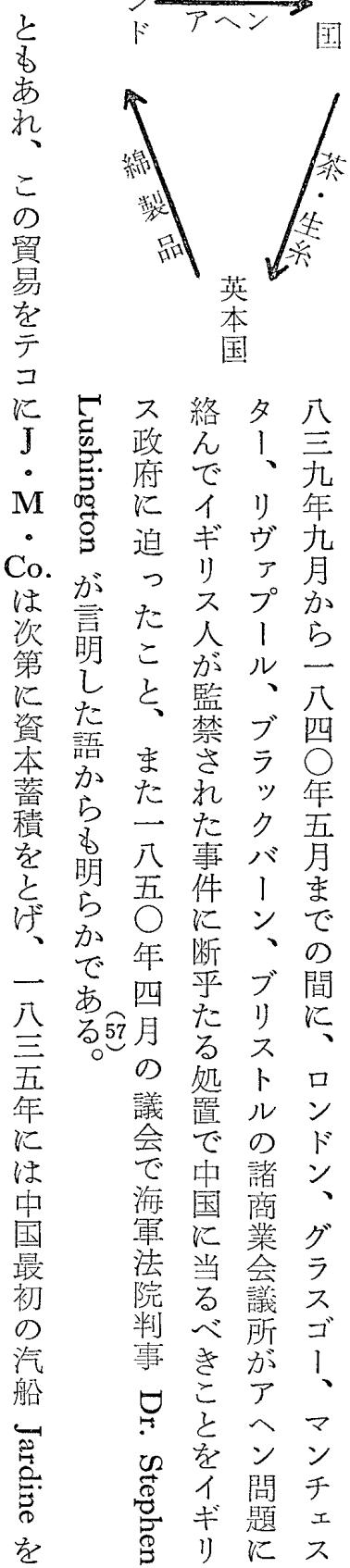
にあてた返信中で “The traffic of opium has enormously extended the export of tea and silk from China to the British market, and enabled these articles to

be supplied to the consumer at a low price than could otherwise have been the case.”⁽⁵⁶⁾ と書いたふれいなかの判断で、上左図のよんだ三角貿易を彼等が担当し、

アヘンの売込に良心の苛責どりのか、むしろ誇りを感じたことが判る。しかもこれがイギリス国内の自由貿易運動と世論との有力な承認を受けていたのである。一

八三九年九月から一八四〇年五月までの間に、ロナルド、グラスロー、トーチャスター、リヴァプール、ブラックバーン、ブリストルの諸商業會議所がアヘン問題に

絡んでイギリス人が監禁された事件に断乎たる処置で中国に對する不平等条約にス政府に迫ったと、また一八五〇年四月の議会や海軍法院判事 Dr. Stephen Lushington が証明した語がひの明るいのである。⁽⁵⁷⁾



所有し、二人の他にそれぞれの甥 Andrew Johnstone, Alexander Matheson 及び ⁽⁴⁴⁾ ニアック商会のパートナー H. Wright を加え、同時に海上火災保険事業に乗り出し、Union Insurance Society of Canton. を設立し、翌年 Canton Insurance Office を設けた。これはカントンの他の貿易業者と ‘Dent & Co.’ の指導下に資金 150 万メキシコ・ドル（払込五分の一）で組織した私的組合で、一八四一年ホンコンに移転し、六四年 Dent & Co. の破産とともに、イギリス貿易業者の代表が組織する経営委員会に委任され、一八八一年株式会社に改組された。その資本金は増加の一途を辿り、中国の他に南洋、印度、北・南米、日本に支店を拡張し、一九〇六年三九年の間に六社を合併し、支配した。⁽⁴⁵⁾ L. M. Co. は中國総代理店を兼ね、一九三九年社長を派遣した。

一八三九年帰英したジャーディンは ‘Bank of Asia’ の設立発起人となつたが、六四年その試みは挫折した。その後 ‘Magniac, Smiths & Co.’ (London) ⁽⁴⁶⁾ に加入していくが、一八四一年 Magniac, Jardine & Co. (London) と改称された。アヘン戦争が勃発すると一八四一年のホンコン占領と同時に商会はイースト・ポイント（東角）に早速本店を移した。マセソンもモンゴメリー・マーチンの舟山占領説に対し、ホンコン領有を夙に提唱していた。アヘン戦争の終了は J. M. Co. に満足すくやるものとなつた。この年マセソンは帰国するが、例の大家族主義を決定したのもこの年である。南京条約の結果、一八四三年一月一七日上海の開港が宣言されると、商会は一番乗りで土地借入を申込み、上海イギリス領事館に隣接する Lot No. 1 の土地を獲得して上海支店を設け、三四四年 Alexander Grant Dallas を代表とした。序に、この一八四三年ジャーディンの甥 David Jardine は商会の姉妹商社 Jardine, Skinner & Co. を創設し、そのジル Robert Jardine もこれに参加した。

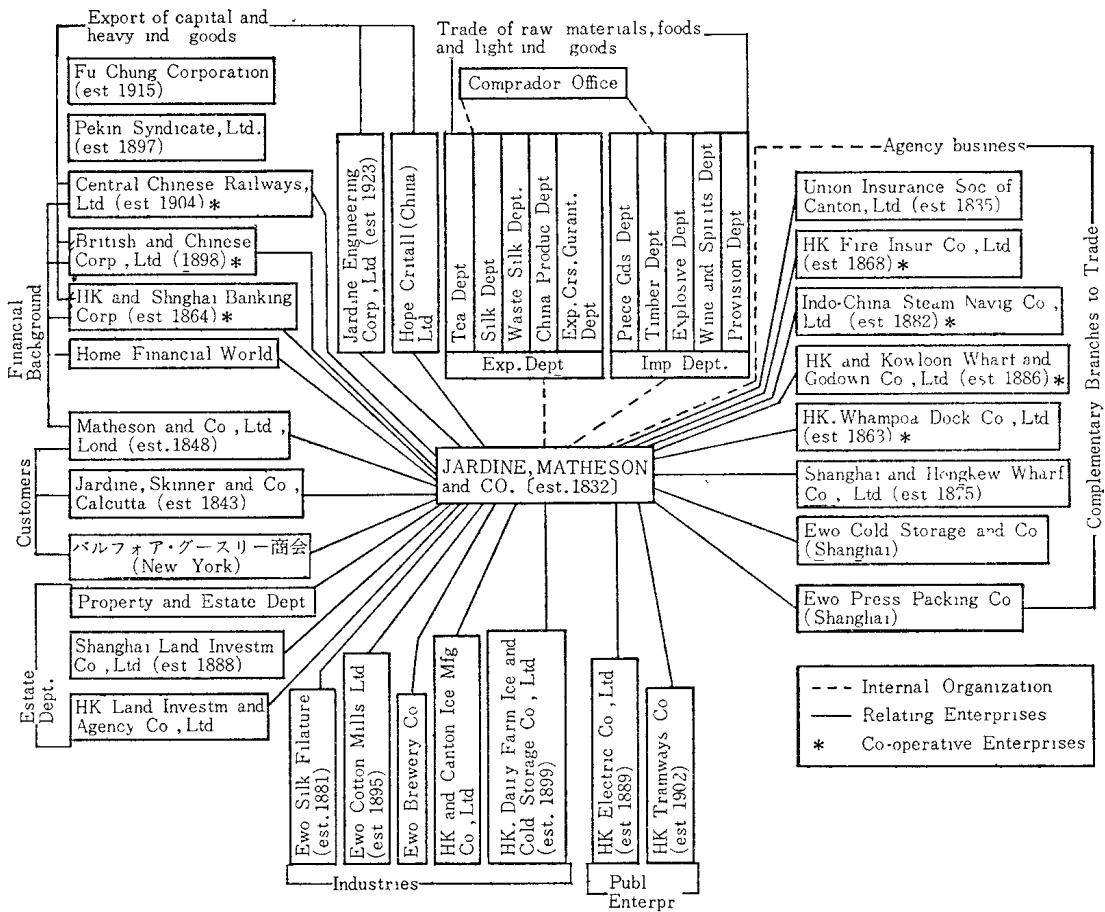
一八四六年の穀物法撤廃、三年後の航海条令の撤廃は自由貿易運動の勝利であり、商会は飛躍的発展の時を迎えた。⁽⁴⁷⁾ 一八四八年ロンズベイド Andrew Johnstone, Alexander Matheson, Hugh Mackay Matheson, William Fraser

の四人が‘Matheson & Co.’という金融業を結成し⁽⁶⁰⁾、商会の金融機関及び本国代理店となつて業務提携をしたので、大いに援助を受けね」となつた。やがて一八五九年開国後の日本に横浜支店を設け、神奈川税關に接して英一番館を開設し、William Keswick を駐在せしめた。日本からの初期の輸出品は中国向けの品を含む生糸、菜種子、水油、寒天、昆布、銅、樟脑、椎茸などであった⁽⁶¹⁾。

十九世紀六、七十年代以降は一途に業務拡大の方向をとり、一八七四年以降はもはやアヘンを取扱うのをやめ、ドック、火災保険、埠頭倉庫業、鉄道投資、精糖、製氷、製糸、航海、紡績、染色、土地不動産、電気、酪乳、電車等の諸事業に手を広げ、また特筆すべきは一八六四年他の各社と相談の上、香港上海銀行を設立し、その中心的代表者となつたこと、また一八八六年怡和公債（一一五万磅）、一八九五年克薩公債（一〇〇万磅）を発行して中国に対するイギリスの資本輸出の途を拓いたことである。もちろん単独で中国政府への借款を行なつた訳で、その他にも種々の機關を通じて中国の鉄道借款にも莫大な金額を投じてゐる。これらの経過については、一つ一つの論稿を要するであろう。

III 本史二、株式会社時代（一九〇六年—一九三九年）

一九〇六年株式会社に改組したことはイギリス帝国の発展の尖兵としての役割をこの会社が担うに至り、それに対応して会社形態を改めたものと解せられる。かくして巨大な資本と企業規模を擁するに至つた文字通りの「会社」は、一九二三年 Jardine Engineering Corporation を設立した後、一九三九年当時、総資本金一三〇〇万磅の一大コンツェルンとして中国、日本の地に君臨した。貿易を中心にして、諸産業、諸事業を含み、しかも各企業間に金融的連関を緊密に保持させており、巨大な金融資本として成長した。その全体の機構を図示したも



のが松田、内田の両先生によつて示されているが、その二通りのものから筆者の作成した図を上に掲げておこう。中国各地における一九三九年当時の支店は上海、漢口、天津、福州、青島、汕頭、南京、長沙、宜昌、重慶、當口、蕪湖、鎮江 (? Chunkiang)、ハルピンであつた。⁽⁶²⁾

しかし日中事変から第二次大戦への全面的拡大と、さらに中国内における国共抗争が会社のその後の運命を大きく変えた。たとえば上海その他中國内陸における諸工業設備、債権、政府、鉄道に対する借款の喪失、さらに貿易上での損失は巨大であり、また日本でも空襲その他により、当時貿易活動の中心だった神戸の事務所を焼失した。

IV 後 史 (一九四五年以後)

ホンコンはなお第二次大戦後、イギリス植民地として残り、中共もこれに手をつけていない

が、現在微妙な立場におかれていることは周知の通りである。また日本との貿易も昭和二十二年（一九四七年）再開されたが、これもボンド切下げの新しい段階を迎えている。今後の動向はなお同会社に多難であるうことが想像できるが、昭和三四年に日本支社は百年史を出したこと前述の通りである。

以上のスケッチは誠に不充分であり、また必要な諸論点、諸問題を残しているが、もしこれ以上に出る研究を行なうとすれば、前記の基本文献、とくに(1)・(2)を根本的に探究することから出発せねばならぬ。しかしこの小論の目的は会社史研究の上で必要な基本的な諸論点を提示して、今後の研究の導きの糸を引き出すことにあつたから、その大半の目的はこれで一応達した訳である。

（付記 本稿は昭和43年度文部省科学研究補助金による研究の一部であつて、社会経済史学会近畿部会〔同志社大学〕における報告に加筆したものである。一九六八・九・九）

(1) 内田直作氏は「マゼソン」、松田智雄氏は「マヂソン」と発音されるが、会社自体の広告、刊行物に「マゼソン」と表現するので、後者にしたがう。本来「マッショーズの息子」Son of Matthews を意味する姓であるから、これが正しい。

(Mackenzie, A., History of the Mathesons, 2nd ed. 1900. p. 4)

(2) 日本では独立採算制をもつ Jardine, Matheson & Co., Japan, Ltd. と称する。その店は東京本店〔東京都千代田区内幸町11の「富國生命館」10—11号室〕、横浜〔横浜市中区元町11〕、大阪〔大阪市東区淡路町四の四五、香港上海銀行ビル〕、神戸代理店〔神戸市生田区京町八〕にある。

(3) Jardine, Matheson & Co., Ltd. Jardine House, 22 Pedder St. P.O. Box. No. 70, Hongkong.

(4) 井上清邦訳『日本渡航記』岩波文庫一九頁。

(5) 拙著『イギリス東印度会社史論』大阪府大経済研究叢書第1弔11回頁の図を見よ。

Greenberg, M., British Trade and the Opening of China, 1951, pp. 38-9, 74.

[石井孝『幕末外國貿易史』⁶の他]。

(8) (7) (6)
ジャーディン・マセソン・アンド・カムペリー(ジャペー)コムテッド『日本に於ける百年、英一番館』(昭34) 15頁参照。
この問題については大塚久雄『株式会社発生史論』、荒井政治『イギリス近代企業成立史』、本間輝雄『イギリス近代株式会社法形成史論』など興味ある諸労作がある。

(10) 例えば荒井前掲書九八頁以下。本間前掲書104頁以下。

(11) 抽著『マハム木綿工業史』(未来社、昭41)、同『キヤリッ艦争史の研究』(風聞書房、昭42)。

(12) Greenberg, op. cit. p. 226.

Fairbank, J.K., Trade and Diplomacy on the China Coast, Vol. 2, 1956, p. 56.

(13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21)

このマセソンの著書は本誌研究ノートで紹介、分析されてる。

「怡和洋行」の名は、カンチン十二行の中、最も富裕であった伍浩官怡和行(Howqua, Ewo Hong)の名をそのまま継承したので、別に音訳の「渣洵洋行」の名があつたが、余り普及しなかつた(抽稿「廣東における中国の対欧貿易の機構と推移」大阪府大経済研究第四六号、及び内田前掲論文(1)1114頁註(1)参照)。

既にその貿易独占はある程度で有名無実となつていたし、また会社 자체が一七六五年のイングランドにおけるティワニ獲得以後、急速に地主化していった。また一七八四年のピラムのIndia Actは会社をBoard of Control(=王冠)の統轄下においた(前掲著『会社史論』一九六、二〇一頁など)。

抽稿「イギリス東印度貿易海運史の一断面」大阪府大歴史研究第四号八一九頁。

これに「privilege tonnage」として、J. M. Co.の創始者ウイリアム・ジャーディンの船医としての割当は前述のように七トンであったところ(Greenberg, op. cit., p. 39 n.)

東印度会社はインドの反物類や中国の茶から、その貿易利益の大部分をえていたのは、一七七六一七九年といわゆる「イングリッシュ・ストーム」の四年間平均の計算からも明白である(前掲著『会社史論』1110—1111頁)。

同上抽著及び Scott, W.R., Joint Stock Companies, Vol. II. を見よ。

抽稿「マカーテリーの対中國貿易交渉」大阪府大経済研究四三号所収。

(22) ナルバッジ Morse, op. cit., Vol. IV. pp. 76, 128, 163, 327 及 1821-1821年「カハーナ＝マカナ」(ル)の表現の意
味を極め後の註(ノ)及前(メ)註由來ニテ超人のニズムのやうが、ルの母*母を付した國名を付したのみ、アグリ
「大國旗のトローチャーベル」である。

1823年

Charles Magniac* (プロシア領事)

Daniel Magniac* (同 副領事)

Thomas Dent* (サルデニア領事)

James Matheson* (デンマーク領事)

William Jardine

W. S. Davidson

Robert Berry* (スウェーデン領事)

1826年 (カントン)

Hollingworth Magnic

William Magniac

Wm. Jardine

Daniel Beale

Chay Beale

James Matheson

de Yrissari (アリスベイシル) Yrissari & Co.* (デンマーク領事)
G. Matheson

1827年

Wm. Jardine } Magniac & Co.* (プロシア領事)
Chay Beale }

(James Matheson* (デソマーケ領事)
Alexander Matheson*)

1828年

Wm. Jardine
Hugh Matheson} Magniac & Co.* (プロシア領事)

1829年

Wm. Jardine (デソマーケ領事)
Jms. Matheson
F. Hollingwoth
Alex. Matheson
H. Wright
T.C. Beale} Magniac & Co.* (プロシア・デソマーケ)

1832年

Magniac & Co.* → Jardine, Matheson & Co. (外国旗の下にかくれる必要なし)

(23) 前掲組織「对欧貿易の機構」母の本図ふぞ。

(24) Greenberg, op. cit., p. 25.

(25) Ibid., p. 23 (たゞ) John Cox もゐのば語つやはだふかへ) J. M. & Co., op. cit., pp. 7, 41.

(26) 「カハルハ」ルシベガ、一七五九年の母國の「防範外夷」(國海關志第八卷ハ水一七回) は「通商の時期の廢れる時代外人の廣東に居住するいふを詰め」(貿易夷船其自進口以至帰棹原有定期本不許潛留内地) であるようど、實際は新歴の四一ロハペ人の对中国貿易ではルシベガル領マカオに一年の大半を住み、ただ取引季節 (10月より翌年3月まで) のみカントンに居住するりんを詰められたにやめた (拙稿「対欧貿易の機構」七五頁)。

(27) 船員廿七人の程度の地位なのがよく判ひないが、当然私貿易の特權と機密の有しで、だらぬわれ (J.M. & Co., op. cit., p. 7)°

(28) Ibid., p. 42.

(29) これがどんな紛争であったかは判然しない。しかし東イングランドの独立を侵すような私貿易商人の行動は多かれ少なかれ会社と衝突する可能性はあった。だが他方、彼等商人のイングランド—中國間の私的貿易 *country trade*’ 実はアヘン貿易は東イングランドのインヴォーストメント資金の五三ペーセントを供給する資金源であつたから、余計に「紛争」も厄介な様相を帶びたであつたことが想像できる (Greenberg, op. cit., pp. 24-5)°

なお、ロシクスは帰国後、スウェーデン海軍に入り、アラスカのロシア基地攻撃に参加したり、一七九一年再度黄埔 Whampoa に来たが、この年死去してしまった (Ibid., p. 25)°

(30) この時はハーバード大学のペーネナーチップに加入はしていなかった。ただリードと組んでヒーベーの毛皮の取引を行つたのみである (J.M. & Co., op. cit., p. 8)° なほ David Reid と John Reid の関係の有無は今のところ不明である。

(31) ‘free’ は ‘unlicensed’ の意味である。

(32) 内田前掲論文 [1] 九頁には「各自四株所有」と説明しているが、これは意味をなさない。

(33) このチャールズは八人の息子があつた。其中の Fry, Lane ふたりは東イングランドに勤務し、後者はイングランド (1821-3) になると (J. M. & C., op. cit., p. 10)°

(34) 領事資格はその証明の書類 certificate of naturalization (中立資格証明—松田氏訳) を所持していなければならない。この Magniac & Co. がペーネナーチップであるのは “behaved the profits” という文言がひも判明する。この点は後述 (Ibid., pp. 9, 11)° なおホリングワース領事によると推定を証する材料として、一八二四年マカオ在住外人の内に Charles Magniac (Consul), Daniel Magnic (Vice-Consul) がある (Ibid., p. 10)°

(35) Ibid., p. 13.

(36) 一七八〇年—一四四年 “Brunswick”, 一七八〇年—一四四年 “Glatton”, 一七八〇年—一四四年 “Windham” の船医で、前述の二つとも彼への私貿易を許された、これがついで私貿易業者となる機会を得た (Greenberg, op. cit., p. 39 n.)°

(37) 海賊ボムバードペルバー (後述) やカリスマ商人によつてマニラ地方へと積出される根拠地となつていた。

(38) J.M. & Co., op. cit., p. 11.

(39) Mackenzie, op. cit. pp. 132, 142 ff.

J.M. & Co., op. cit., pp. 11~2.

〔ヘリル〕一冊年の記録が Matheson, op. cit., p. 136 ff. 参照。

Greenberg, op. cit., p. 23.

Ibid., pp. 99, 104, 113, 118, 124~5, 137, 206~7: Fairbank, op. cit., Vol. 1, p. 64.

ノベルティでは大塚前掲書「ヘリル」七十、一一二頁たゞくを参照せよ。

帰國後シヤーネンハは代議士、土地貴族となり、一八四三年死亡、シヤーネンハの回し者議士、土地貴族、一時 P & O.

Steam-Packet Co. の社長となり、一八七八年一二月一日死亡した（内田前掲書二二二頁）。

勝田孝興『愛蘭英語と蘇格蘭英語』四四一五頁。

前掲「日本に於ける百年」口述写真の説明を貰ふ。

(48) 一八一〇年創設、綿工業の利害を促進するに積極的であった (Lucy Brown, *The Board of Trade and the Free-Trade Movement*, 1830~42, 1958, p. 182)、ノベルティの機關の請願書だシヤーネンハの海關輸の保護を参照。

Ibid., p. 4: Bland, Brown & Tawney, *English Econ. Hist.*, Select Documents, 1914, pp. 698~701.

拙著『ノベルティ近代工業の生成と展開』参照。

L. Brown, op. cit., p. 54. 北野大吉『英國自由貿易運動史』一四二頁~一五四頁。

(52) ノベルティ Armitage-Smith, G., *The Free-Trade Movement and its Results*, Lond., 1903; Mongredien, A., *History of the Free-Trade Movement in England*, Lond. 1897 などを参照。

矢野前掲書九二一~二三頁、拙稿「支歐貿易の機構」八一、八四頁。

(54) Quarterly Review, Vol. 130, p. 101.

(55) Report, Select Committee on China Trade, 1840, p. 100.

(56) Papers relating to the Opium Trade in China, 1842~'56.

(57) 矢野前掲書、その語りからやある。「イギリスとしてはアヘン貿易を停止すべき十ヶ年でもなし。……支那は自ら廃止を考へねばアヘン貿易を禁ずる完全の権あるのみならず、イギリス人が支那の禁じてゐるアヘン貿易を止めない場合、他の一切の貿易よりそれを排除する権利がある。またそのアヘン貿易禁止の意に誤して廃止した結果を取れたる後、それには従事して

いのちギリス人を発見次第、その国法にしたがつて逮捕し、処罰する権利がある。……（しかし）カントンにおいて無罪者は有罪者と共に罰せられた。アヘンは支那政府の金儲けのために没収された。井水は毒を投ぜられ……イギリス人の住宅は焼却せられた。イギリスは権利、正義の各原則より、また神人の法律により、匡正を要求する権がある……。」

(58) 『J.M. & Co., op. cit., p. 38.

（59）北野前掲書四〇七一三回頁。

（60）「れも一九〇六年株式会社に改組され、J. M. Co.から社長、重役が出た（内田前掲論文）一九六頁）。

（61）「英一番館」一大頁、J.M. & Co., op. cit., pp. 33-4.

（62）J.M. & Co., op. cit., p. 38.